

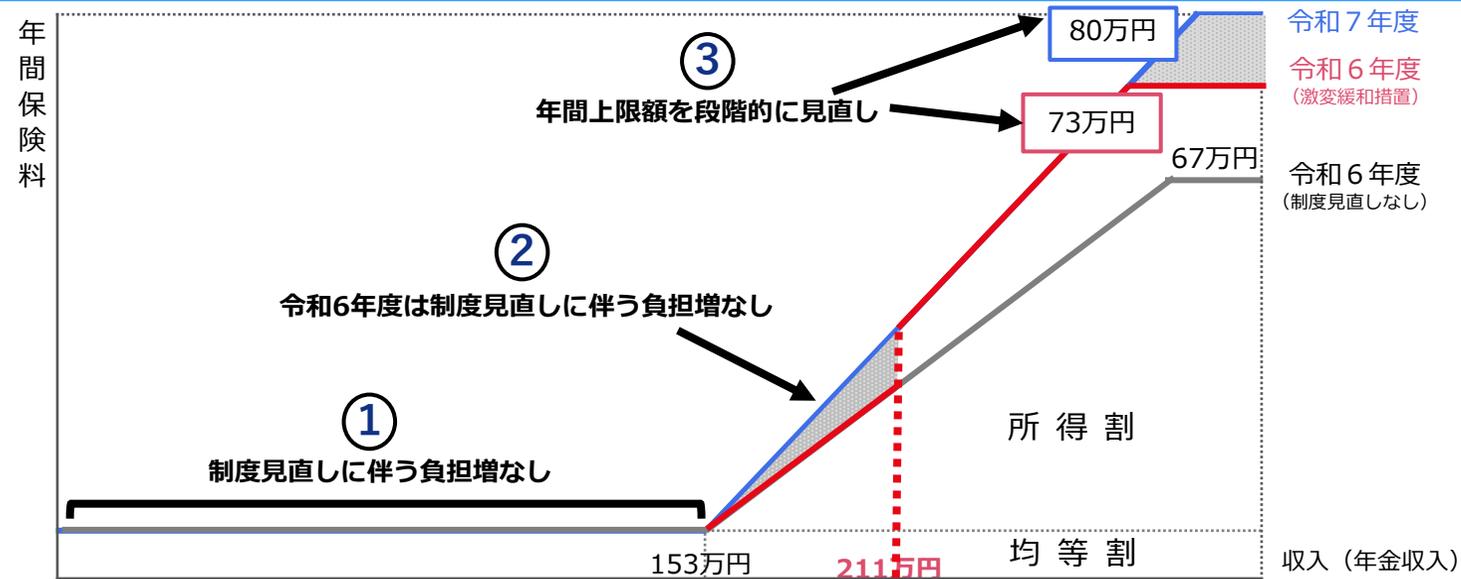
令和6・7年度の後期高齢者医療制度の保険料改定について

令和6・7年度の後期高齢者医療制度の保険料改定について

・ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和6年度から、出産育児一時金にかかる費用の一部について、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みを導入し、また、後期高齢者負担率の設定方法を「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直すなど、制度改正を行ったところ。

・ 各後期高齢者医療広域連合において、上記の改正内容も踏まえ、令和6・7年度の保険料が改定された。全国平均は以下の通り。

- 平均保険料額 (令和6年度) 年額：84,988円、月額：7,082円 <令和4・5年度から7.7%増加> ※令和4・5年度は、年額：78,902円、月額：6,575円
(令和7年度) 年額：86,306円、月額：7,192円 <令和6年度から1.6%増加>
 - 被保険者均等割額 (令和6・7年度) 年額：50,389円、月額：4,199円 ※令和4・5年度は、年額：47,777円、月額：3,981円
 - 所得割率 (令和6・7年度) 10.21% ※令和4・5年度は、9.34%
- <参考> 令和5年法改正時の保険料額の試算 ※後期1人当たり平均 (令和6年度) 年額：86,100円、月額：7,170円 (令和7年度) 年額：87,200円、月額：7,270円



- ※令和5年法改正においては、以下の激変緩和措置を講じる
- ① **所得にかかわらず低所得の方も負担する定額部分（均等割）**は、制度改正に伴う増加が生じないよう対応。
 - ② **所得に応じて負担する定率部分（所得割）**は、一定以下の所得の方（年金収入153万円～211万円相当以下の方）を対象に、**令和6年度は制度改正に伴う増加が生じないよう対応。**
 - ③ 年収約1000万円を超える方を対象とする**賦課限度額（保険料負担の年間上限額）**の引き上げは、段階的に実施（令和6年度は73万円、令和7年度は80万円）。

(注) 以下に該当する方が③の激変緩和措置の対象
 (1) 施行日（令和6年4月1日）前から後期高齢者医療の被保険者であった者 (2) 令和6年度中に障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者である者

令和6年度の後期高齢者医療制度の保険料改定の周知・広報について

・令和6年度の後期高齢者の保険料の改定に際して、制度改正内容について以下の手段を活用し、丁寧な周知広報を実施予定。

1. 全ての被保険者へのリーフレット送付

6～7月の保険料額決定通知書（または保険証）等の送付時に、制度改正の背景や内容について解説したリーフレットを同封し送付。

2. 厚生労働省コールセンターの設置

6月から、被保険者等からの問い合わせに対応するため、保険料見直しに関するコールセンターを設置。

3. 厚生労働省ホームページによる周知

4. 自治体の窓口等におけるポスター等の掲示

厚生労働省において制度改正の背景や内容を解説するポスターを作成し、全国の自治体に送付。コールセンターの開設時期に合わせて6月から自治体窓口等に掲示。

(保険料額決定通知書同封リーフレット)

令和6年度からの後期高齢者医療制度の見直しに関するご案内

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支度金でまかなわれています。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。

このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

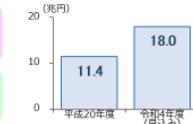
令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6・7年度の保険料に反映されています。

- 「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支度金」の伸び率が同じとなるよう見直し
- 出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入

<後期高齢者医療制度の財政>



<後期高齢者医療費の動向 (総額)>



今回の保険料の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につなぐために行われます。



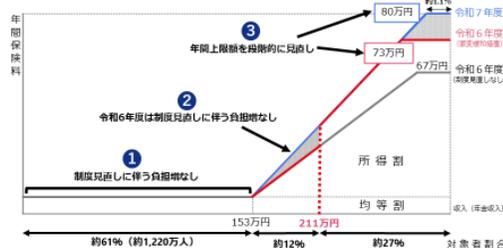
広域連合クレジット

主なポイント、対象になる方など、次のページ以降でご説明します。

保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

- 被保険者の約6割の方^(※1) (例：年金収入153万円相当以下の方)は、**制度見直しに伴う増加はありません。** (※2)
- 一定以下の収入の方 (例：年金収入153万円～211万円相当の方)は、収入に応じてご負担いただく定率部分 (所得割) について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はありません。** (※2)
- 収入が高い方 (約1,000万円を超える方)は、保険料負担の年間上限額 (賦課限度額) について、**段階的に引き上げられます (令和6年度は73万円、令和7年度は80万円)。** (※3)

※1 収入にかかわらずご負担いただく定率部分 (所得割) のみを負担している方
 ※2 制度の見直し以外の要因 (人口構成の変化や医療費の増大等) により、保険料額が増加することもあります。
 ※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方。以下が通り。
 ※4 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方
 ※5 令和6年度中に標準認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方



保険料の見直しに関するお問い合わせ

今回の制度の見直しの背景等に関するご質問等は、**厚生労働省コールセンター(0120-122-140)**
 ※対応時期：月曜日～土曜日 9時～18時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)
 ※運用期間：令和6年6月～令和7年3月
 ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、
 ●各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
 ●お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで

(自治体窓口掲示用ポスター)

後期高齢者医療に加入されている方へお知らせ

令和6年4月から後期高齢者医療制度が見直されます

少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。このため、全ての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要となります。

後期高齢者の保険料の負担割合を見直します

- 後期高齢者1人当たりの保険料と現役世代1人当たりの後期高齢者支度金については、少子高齢化による人口構成の変化により、制度導入時と比べ、後期高齢者は1.2倍、現役世代は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより大きくなっています。
- そのため、令和6年度から「後期高齢者1人当たりの保険料」と「現役世代1人当たりの後期高齢者支度金」の伸び率が同じとなるよう見直します。

出産育児一時金を世代で支える仕組みを導入します

- 出産育児一時金に必要な費用の一部(7%)を、後期高齢者の保険料から支度します。



保険料負担の急激な増加をやわらげる措置があります

- 被保険者の約6割の方^(※1) (例：年金収入153万円相当以下の方)は、**制度見直しに伴う増加はございません。** (※2)
- 一定以下の収入の方 (例：年金収入153万円～211万円相当の方)は、収入に応じてご負担いただく定率部分 (所得割) について、**令和6年度は制度見直しに伴う増加はございません。** (※2)
- 収入が高い方 (約1,000万円を超える方)は、保険料負担の年間上限額 (賦課限度額) について、**段階的に引き上げられます (令和6年度は73万円、令和7年度は80万円)。** (※3)

※1 収入にかかわらずご負担いただく定率部分 (所得割) のみを負担している方
 ※2 制度の見直し以外の要因 (人口構成の変化や医療費の増大等) により、保険料額が増加することもあります。
 ※3 賦課限度額の段階的引き上げの対象となる方。以下が通り。
 ※4 令和6年4月1日より前から後期高齢者医療制度の被保険者であった方
 ※5 令和6年度中に標準認定を受け後期高齢者医療制度の被保険者である方

お問い合わせはこちらまで

今回の制度改正の見直しに関するご質問等は、**厚生労働省コールセンター(0120-122-140)** (令和6年6月～令和7年3月)
 〒100-8501 東京都千代田区千代田1-18-1
 (日曜日・祝日・年末年始は休業)
0120-122-140

ご自身の保険料額の計算等に関するご質問等は、
 ●各都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
 ●お住まいの市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」まで

(参考) 出産育児一時金を全世代で支え合う仕組みの導入

- 今後、生産年齢人口は急激に減少していく中で、特に少子化については、これまで様々な対策を講じてきたが、未だに少子化の流れを変えるには至っていない状況。**少子化を克服し、子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入。**

※後期高齢者医療制度は、**高齢者医療を社会全体で支えるという観点**に立って平成20年4月に創設。
制度創設前は、出産育児一時金を含め子ども関連の医療費について、高齢者世代も負担。

(参考) 老人保健制度（高齢者医療制度創設前）

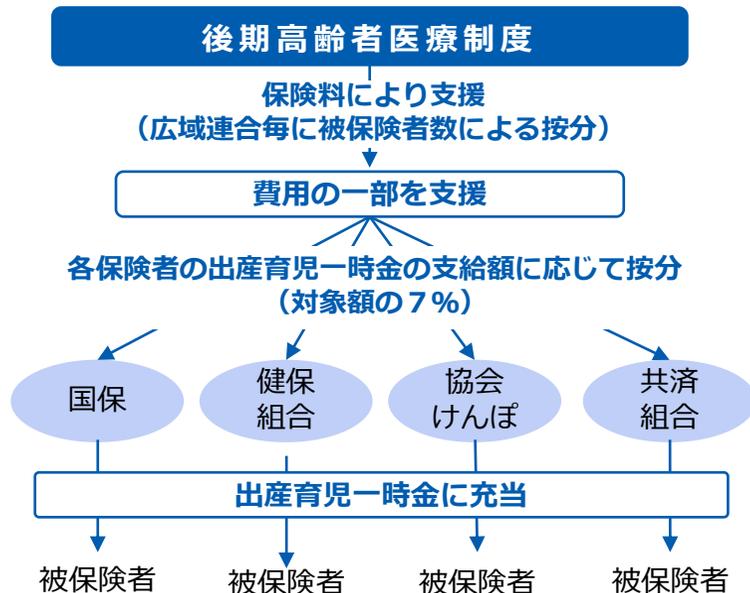
75歳以上の高齢者は**国保・被用者保険**に加入し、各々に保険料を納付しつつ、**市町村が運営する老人保健制度から給付を受ける仕組み。**

- 後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入するに当たり、**現行の現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、後期高齢者医療制度の支援割合を対象額の7%と設定。**

※次期の後期高齢者医療の保険料率改定（2年毎）のタイミングである**令和6年4月**から導入（出産育児一時金の引き上げは令和5年4月～）。

※高齢者負担の激変緩和の観点から、令和6・7年度の負担額は1/2とする。

見直しのイメージ



■ 導入時点（令和6年度）

- 現役世代・後期高齢者の保険料負担に応じ、現役保険者・後期高齢者医療制度で出産育児一時金を按分。**

→ 後期高齢者医療の所要保険料（1.7兆円）
÷ 全医療保険制度計の所要保険料（24.4兆円） = 7%

<令和6年度の所要保険料（推計）>

全医療保険制度計	うち後期
24.4兆円	1.7兆円

※ 令和4年度予算ベースを足下として、令和6年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。

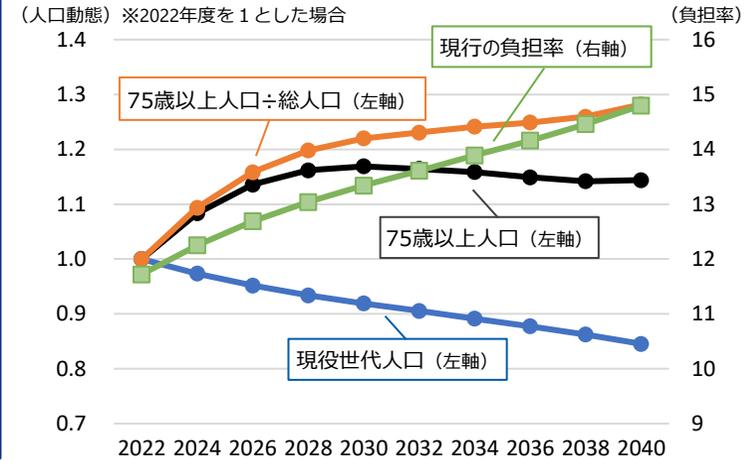
■ 出産育児一時金への充当方法

- 出産育児一時金の支給実績の確定後に後期高齢者医療制度からの支援を受けるとした場合、支援を受けるまでに時間がかかることから、**支給見込みに応じて概算で支援を受け、支給実績を踏まえて確定（概算との精算）を行う仕組みとする。**
- 後期高齢者医療制度からの実際の支援は、保険者の事務を簡素にするため、後期高齢者支援金と相殺する。

(参考) 高齢者負担率の見直し

- 現行の高齢者負担率（高齢者が保険料で賄う割合）の設定方法は、現役世代の減少のみに着目しており、**制度導入以降、現役世代の負担（後期高齢者医療支援金）が大きく増加し（制度創設時と比べ、現役は1.7倍、高齢者は1.2倍の水準）、2025年までに団塊の世代が後期高齢者になる中で、当面その傾向が続く。**一方、長期的には、高齢者人口の減少局面においても、高齢者負担率が上昇し続けてしまう構造。
- 高齢者世代・現役世代それぞれの人口動態に対処できる持続可能な仕組みとするとともに、当面の現役世代の負担上昇を抑制するため、**介護保険を参考に、後期高齢者1人当たり保険料と現役世代1人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう、高齢者負担率の設定方法を見直し。**

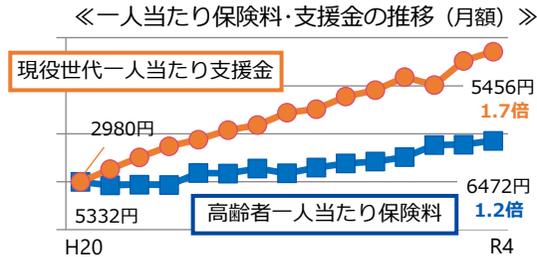
《人口動態・負担率の見直し（推計）》



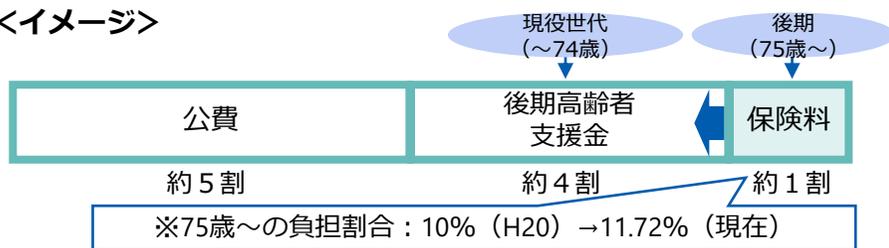
後期高齢者医療

<現行>

- 2年に1度、**現役世代人口の減少による増加分を高齢者と現役世代で折半**するように高齢者負担率を見直し。



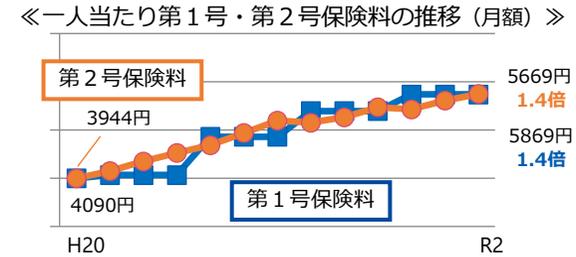
<イメージ>



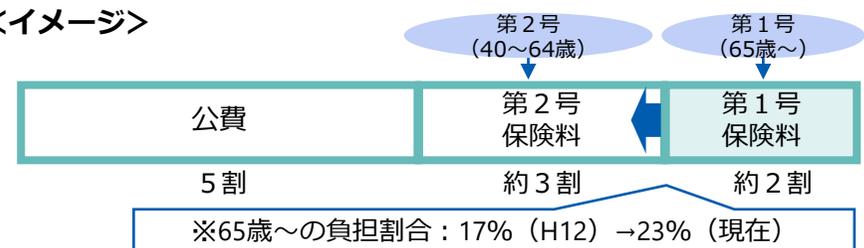
(参考) 介護保険

<現行>

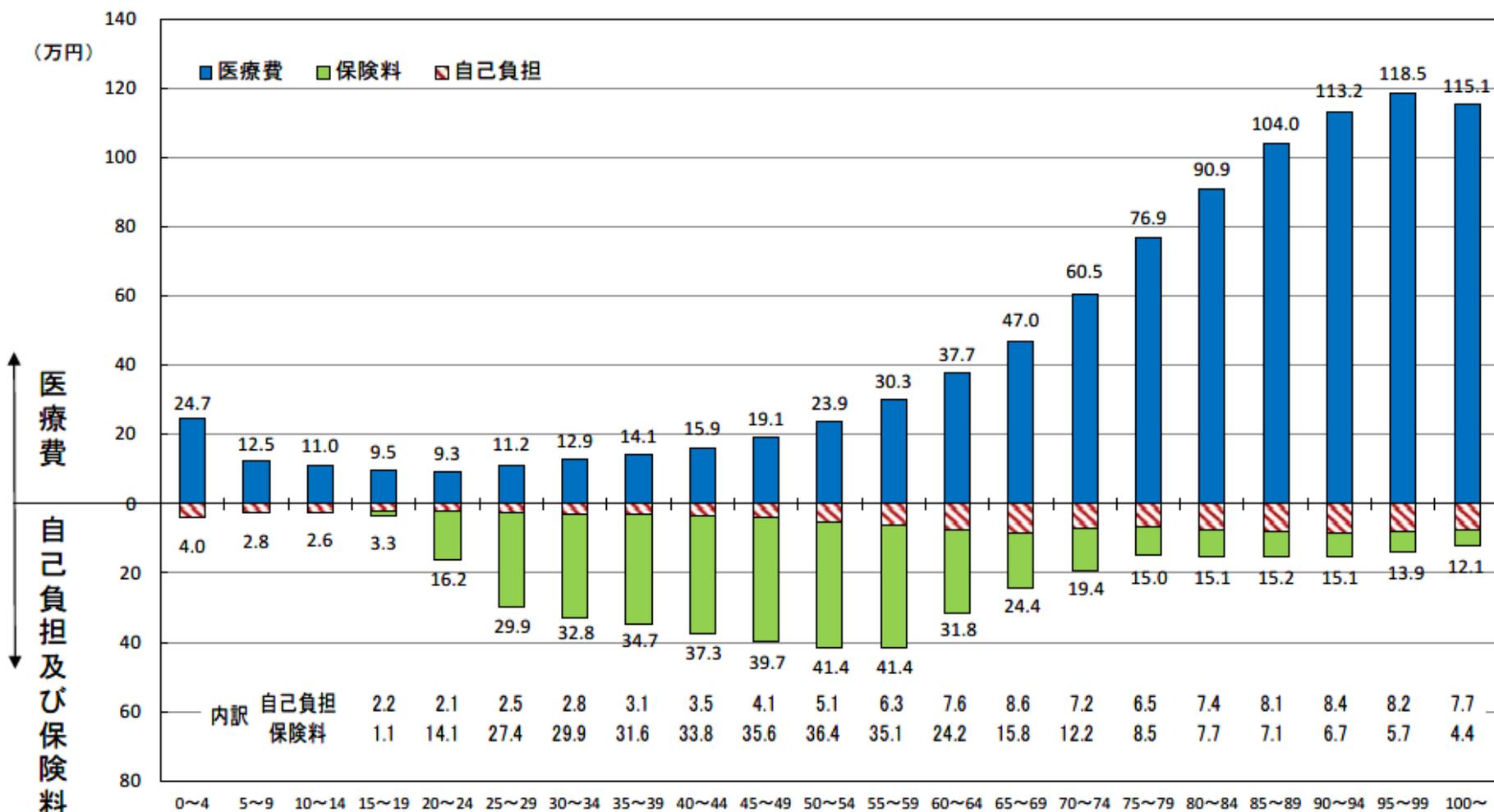
- 3年に1度、第1号被保険者と第2号被保険者の**人口比に応じて負担割合を見直し。**
- **第1号被保険者と第2号被保険者の1人当たり保険料額は概ね同じ。**



<イメージ>



(参考) 年齢階級別 1人あたり医療費、自己負担額及び保険料の比較 (年額) (令和3年度実績に基づく推計値)



- (注) 1. 1人当たりの医療費と自己負担は、それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。
 2. 自己負担は、医療保険制度における自己負担である。
 3. 1人あたり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料(事業主負担分を含む)を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。
 また、年齢階級別の保険料は健康保険被保険者実態調査、国民健康保険実態調査、後期高齢者医療制度被保険者実態調査等を基に推計した。
 4. 端数処理の関係で、数字が合わないことがある。